

各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目 10 番 16 号  
**SBI フューチャーズ株式会社**  
 代表取締役 織田 貴行  
 (コード番号：8735)

問合せ先：  
 取締役管理本部長 入 江 健  
 (電話番号：03-3663-6122)

## 親会社等に関する事項について

### 1. 親会社の商号等

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

親会社等	属性	親会社等の議決権 所有割合 (%)	親会社等が発行する株券が上場されてい る証券取引所等
SBI ホールディングス 株式会社	親会社	78.65	株式会社東京証券取引所 市場一部 株式会社大阪証券取引所 市場一部

### 2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の上場会社と親会社との関係

#### (1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係 や人的・資本的關係

当社の親会社は、SBI ホールディングス株式会社であり、平成 20 年 3 月 31 日現在における  
 当社議決権の 78.65%を保有しております。

同社及びその傘下の子会社等（以下「SBI グループ」という。）は、「アセットマネジメント  
 事業」、「ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業」、「ファイナンシャル・サービス  
 事業」、「住宅不動産事業」、「システムソリューション事業」の 5 つを中核事業としております。

当社は、これら 5 つの中核事業のうち「ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業」  
 を担う一社であり、SBI グループにおいて商品取引受託業務を専業とする唯一の企業として独  
 立した経営を行っております。

当社の非常勤を含む役員 7 名のうち、SBI ホールディングス株式会社との兼任者は 3 名であ  
 り、その氏名並びに当社及び SBI ホールディングス株式会社における役職は以下のとおりであ  
 ります。取締役会長北尾吉孝は当社に対する経営方針及び事業運営に関して有用な助言を得る  
 こと等を目的として、監査役(非常勤)平林謙一及び監査役(非常勤)高田和弘は監査体制強化のた  
 め、それぞれ当社が招聘したものであります。

(役員の時務状況)

役員	氏名	親会社又はそのグループ企業での主な役職
取締役会長	北尾 吉孝	SBI ホールディングス (株) 代表取締役執行役員 CEO
監査役 (非常勤)	平林 謙一	SBI ホールディングス (株) 監査役 (非常勤)
監査役 (非常勤)	高田 和弘	SBI ホールディングス (株) 不動産事業本部不動産関連事業投資ユニット企業審査部長

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

SBI ホールディングス株式会社は、平成 20 年 3 月 31 日現在における当社議決権の 78.65% を所有しておりますが、事業活動を行ううえでの承認事項など親会社からの制約はありません。

当社取締役会長の北尾吉孝は、SBI ホールディングス株式会社の代表取締役執行役員 CEO を兼任していることから、親会社による SBI グループに関する運営方針等が、当社の経営・事業活動に影響を及ぼし得る状況にあります。

- (3) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、親会社からの一定の独立性の確保が必要と考えており、事業活動や経営判断においては、監査役会の監視のもと、取締役会において経済合理性をふまえた十分な検討を実施のうえ法令等を遵守して適切な判断を行うべく努めております。

当社は、SBI グループ企業と相乗効果等を目的として取引を行うことがあります。その取引条件はグループ外の第三者との取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会長北尾吉孝は、SBI ホールディングス株式会社の代表取締役執行役員 CEO を兼任しておりますが、その就任は当社の経営方針及び事業運営に関して有用な助言を得ること等を目的として当社から要請したものであることから、当社として独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

- (4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況（理由を含む）

当社は、SBI グループ企業との相乗効果が発揮されるよう事業展開を図る方針ではありますが、親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っております。また、上記役員の兼務状況は、当社独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

### 3. 親会社との取引に関する事項

平成 20 年 4 月 22 日発表の「平成 20 年 3 月期 決算短信(非連結)」の 40～41 ページ「関連当事者との取引」をご参照ください。

以上